

令和3年第5回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和3年5月26日(水) 14時00分～15時00分

1 場 所 南有馬庁舎 3階中会議室

1 出席者の氏名

教育長	永 田 良 二
教育委員	近 藤 孝 信
教育委員	塩 田 絹 代
教育委員	吉 田 英 則
教育委員	松 尾 哲

1 欠席者の氏名

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	栗 田 一 政
教育総務課長	苑 田 和 良
学校教育課長	本 村 英 治
生涯学習課長	岡 野 俊 作
文化財課長	岡 野 博 明
世界遺産推進室長	松 本 慎 二
教育総務課教育総務班長	井 上 実

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第24号 南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第25号 南島原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について

議案第26号 南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第27号 南島原市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第28号 南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第29号 南島原市小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則の一部を改正す

る規則について

議案第 30 号 南島原市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示について

議案第 31 号 南島原市スポーツ大会出場激励補助金交付要綱の一部を改正する告示について

議案第 32 号 南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示について

議案第 33 号 南島原市学校給食運営審議会委員の委嘱について

第 6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について
- (2) 南島原市学校給食献立委員会設置要領について
- (3) 令和 3 年度南島原市一般会計補正予算（第 3 号）について
- (4) 次回教育委員会定例会の開催について
- (5) その他

第 7 閉会

日程 第1 開会

永田教育長

教育長の職務代理者につきましては、これまで吉田委員さんをお願いしておりましたが、本日付で、松尾委員さんを教育長職務代理者として指名しましたので、ご報告いたします。

松尾委員さん、よろしくお願ひいたします。

なお、職務代理者につきましては、概ね1年程度で交代していただくよう考えております。

それでは、只今から、「令和3年第5回定例会」を開会いたします。

日程 第2 前回会議録の承認

永田教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、「塩田委員」を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

〈令和3年第4回定例会…塩田委員が署名〉

日程 第3 会議録署名人の指名

永田教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「松尾委員」をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

それでは、会議録署名人に「松尾委員」を指名いたします。

日程 第4 教育長報告

永田教育長

日程第4「教育長報告」を行います。

この報告につきましては、教育次長から説明させます。

教育次長

（別紙により、令和3年4月27日から令和3年5月24日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告）

永田教育長

今日の給食センターの視察について説明をお願いします。

教育次長

現在、西有家に建設中の給食センターについては、建物及び建物内の厨房設備などは完成し、明日、業者から市へ引き渡される予定となっております。

また、駐車スペースや側溝などの外構工事については、来月の8日までに完成する予定です。

本日は、建物の中を市長、副市長、教育長以下、全ての部屋を見学し、担当から詳しい説明を受けました。

今までの給食センターより、かなり広くなっており、設備も新しい国の基準により整備しておりますので、9月からの供用開始を期待しているところです。

永田教育長

今の件については、教育委員の皆様にも稼働する前に見学をしていただける

ように日程調整をお願いいたします。

永田教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

特にないようですので、以上で、「教育長報告」を終わります。

日程 第5 議案審議

永田教育長

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

永田教育長

議案第24号「南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第24号「南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明いたします。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の学校運営協議会の設置に伴い学校運営協議会委員の報酬を規定する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次のページをご覧ください。本条例改正の概要を示しております。改正内容につきましても、新旧対照表にてご説明いたしますので、次のページをご覧ください。

本条例の一部「別表（第2条関係）」ですが、有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会委員の項の次に「学校運営協議会委員 日額 2,000円」を加えます。

次のページからは、改正条例の全文をお示ししております。

以上で、議案第24号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第24号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第25号「南島原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第25号「南島原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について」をご説明いたします。

提案理由といたしましては、南島原市立深江学校給食センター、南島原市立布津学校給食センター、南島原市立有家学校給食センター、南島原市立西有家学校給食センター、南島原市立北有馬学校給食センター及び南島原市立口之津学校給食センターを、令和3年8月31日をもって廃止し、南島原市学校給食センタ

ーとして令和3年9月1日に設置するため、所要の改正を行うものであります。

次のページをご覧ください。本条例改正の概要を示しております。改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、次のページをご覧ください。

第1条、設置につきましては、給食センターの名称を南島原市立学校給食センターから南島原市学校給食センターに改めるものでございます。

第2条、給食センターの名称及び位置についてですが、これまでの6センターを

(1) 名称 南島原市学校給食センター

(2) 位置 南島原市西有家町龍石 795 番地 4

としております。

第4条、運営審議会ですが、給食センターの適正かつ円滑な運営を図るために、給食センターごとに学校給食運営審議会を置くことができる。としていたものを、「給食センターごとに」を削除しております。

施行期日ですが、この条例は、令和3年9月1日から施行するとしています。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

この件について、何か質疑などはございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

議案第25号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第26号「南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

議案第26号「南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例について」をご説明いたします。

提案理由としましては、令和4年3月1日に予定しております、「南島原市多目的運動広場」の供用開始に伴い、所要の改正を行うものでございます。

3枚目（裏）の新旧対照表をご覧ください。

別表第1は、社会体育施設の名称及び位置を示した表でございます。

これに掲載のとおり、「南島原市多目的運動広場」、「人工芝グラウンド」、「芝生広場」、「屋内交流広場」、「多目的交流室」の名称と位置を追加するものです。

別表第2は、社会体育施設の休業日、及び利用時間を示した表でございますがこれに同じく、「南島原市多目的運動広場」、「人工芝グラウンド」、「芝生広場」、「屋内交流広場」、「多目的交流室」を加えるものです。

休業日は、12月29日から翌年1月3日まで、利用時間は、8時30分から22時00分まででございます。

永田教育長

永田教育長

永田教育長

永田教育長

生涯学習課長

次のページ 別表第3「1 グラウンド」の表は、施設の使用料を示した表でございますが、これに「南島原市多目的運動広場人工芝グラウンド」を加えるものです。

使用料は、全面を1時間使用した場合は、「昼間 一般が1,600円」、「夜間の照明利用時が3,600円」でございます。また、同様の条件で「高校生以下が利用した場合、昼間 800円」、「夜間の照明利用時に 2,800円」でございます。

半面を利用する場合は、昼間1時間利用で「一般が800円」、「夜間の照明利用時が1,800円」、また、同様の条件で、高校生以下が利用した場合は「昼間、400円」、「夜間の照明利用時が1,400円」でございます。

次のページ 別表第3「10 その他の施設」の表にも同じく加えるものです。

「南島原市多目的運動広場芝生広場」の使用料は、全面1時間の利用で、「一般が800円」、「高校生以下が400円」、屋内交流広場が全面1時間の利用で200円、多目的交流室が1時間の利用で300円でございます。

また、同表「備考6」において南島原市多目的運動広場を入場料を徴収し利用する場合は、(営利又は営業の宣伝その他これに類する催しを行う場合を含む)は、この表の額の5倍の額とする。としております。

なお、附則として、この条例は令和4年3月1日から施行するとし、準備行為として、この条例の施行の日以降の使用に係る使用の許可、指定管理者の指定に関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の前においても、行うことができる。としています。

以上で、議案第26号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

永田教育長
永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

議案第26号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第27号「南島原市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」と、

議案 第28号「南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、

議案 第29号「南島原市小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」及び、

議案 第30号「南島原市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示について」は、関連がありますので、一括して議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

議案第27号から議案第30号の提案理由といたしましては、令和3年4月1日に、「南島原市体育協会」から「南島原市スポーツ協会」に名称が変更となったことから所要の改正を行うものでございますので、一括してご説明させていただきます。

まず、議案第27号「南島原市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」でございますが、3枚目の新旧対照表をご覧ください。

第5条2号中の「市体育協会」を「市スポーツ協会」に改めるものです。

次のページに示しております、様式第1号において同様の語句を改めております。

次に、議案第28号「南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」でございますが、

2枚目の新旧対照表をご覧ください。

第6条2号中の「市体育協会」を「市スポーツ協会」に改めるものです。

次のページに示しております、様式第1号において同様の語句を改めております。

次に、議案第29号「南島原市小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」でございますが、

3枚目の新旧対照表をご覧ください。

第5条2号中の「市体育協会」を「市スポーツ協会」に改めるものです。

次のページに示しております、様式第1号において同様の語句を改めております。

次に、議案第30号「南島原市体育協会補助交付要綱の一部を改正する告示について」でございますが、

次ページをご覧ください。

改正する告示の概要について示しております。

題名を「南島原市スポーツ協会補助金交付要綱」に改めます。

第1条中「南島原市体育協会」を「南島原市スポーツ協会」に改め、同条中「南島原市体育協会補助金」を「南島原市スポーツ協会補助金」に改めます。

第2条第1号、第2号及び第5号中「体育協会」を「スポーツ協会」に改めます。

第4条第1項第1号中「体育協会補助金事業計画書」を「スポーツ協会補助金事業計画書」に改め、同項第2号中「体育協会補助金収支予算書」を「スポーツ協会補助金収支予算書」に改めます。

第5条第1号中「体育協会補助金収支清算書」を「スポーツ協会補助金収支精算書」に改めます。

第6条第1号中「体育協会補助金概算払（前金払）請求書」を「スポーツ協会補助金概算払（前金払）請求書」に改めます。

次のページからの、様式第1号から様式第4号において、同様に語句を改めております。

附則として、この告示は令和3年5月26日から施行し、改正後の「南島原市スポーツ協会補助金交付要綱」の規定は、令和3年度の予算に係る南島原市スポーツ協会補助金から適用するとしております。

次のページから新旧対照表と改正告示の全文を掲載しております。

以上で、議案第27号から議案第30号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

体育協会がスポーツ協会へ変更になったことについて、市独自の変更ではないことの説明をお願いします。

生涯学習課長

公益財団法人「日本体育協会」が社会のスポーツへの関心や期待が高まる中、より多くの人々のスポーツ参画を促し、スポーツという文化を後世に継承していくため、平成30年4月1日に「日本体育協会」から「日本スポーツ協会」に改称されました。

長崎県体育協会におきましても、目的が同義であることから、令和2年4月1日「長崎県体育協会」から「長崎県スポーツ協会」に改称されております。

南島原市におきましても令和3年4月1日付で、「南島原市体育協会」を「南島原市スポーツ協会」へ改称を行っております。

永田教育長

そのような経緯でございます。

特にないようですので、お諮りします。

「議案第27号」、「議案第28号」、「議案第29号」及び「議案第30号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第27号」、「議案第28号」、「議案第29号」及び「議案第30号」は、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第31号「南島原市スポーツ大会出場激励補助金交付要綱の一部を改正する告示について」と、

議案第32号「南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示について」は関連がありますので、一括して議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

生涯学習課長

議案第31号及び議案第32号の提案理由といたしましては、令和2年4月1日に、「財団法人長崎県体育協会」から「公益財団法人長崎県スポーツ協会」に名称が変更となったことから、所要の改正を行うものでございますので、一括してご説明させていただきます。

まず、議案第31号「南島原市スポーツ大会出場激励補助金交付要綱の一部を改正する告示について」でございますが

次ページをご覧ください。

改正する告示の概要について示しております。

第3条第2項中「財団法人長崎県体育協会」を「公益財団法人長崎県スポーツ協会」に改めます。

附則として、この告示は令和3年5月26日から施行し、改正後の「南島原市スポーツ協会激励補助金交付要綱」の規定は、令和3年度の予算に係る「南島原市スポーツ大会出場激励補助金」から適用するとしております。

次のページから新旧対照表、改正告示の全文を掲載しております。

次に、議案第32号「南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示について」でございますが、

次ページをご覧ください。

改正する告示の概要について示しております。

第3条第2項中「財団法人長崎県体育協会」を「公益財団法人長崎県スポーツ協会」に改めます。

附則として、この告示は令和3年5月26日から施行し、改正後の「南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金交付要綱」の規定は、令和3年度の予算に係る「南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金」から適用するとしております。

次のページから新旧対照表、改正告示の全文を掲載しております。

以上で、議案第31号、議案第32号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

この件について、何か質疑などはございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

「議案第31号」及び「議案第32号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

異議なしと認めます。

よって、「議案第31号」及び「議案第32号」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第33号「南島原市学校給食運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

議案第33号「南島原市学校給食運営審議会委員の委嘱について」を説明させていただきます。

提案理由としましては、南島原市学校給食センター条例第4条及び南島原市立学校給食センター条例施行規則第7条の規定により、南島原市学校給食運営審議会委員を委嘱したいので、提案するものであります。

南島原市学校給食運営審議会につきましては、給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、学校給食運営審議会を置くことができるとなっております。

永田教育長
永田教育長

永田教育長

永田教育長

学校教育課長

また、その委員は、次の者から教育委員会が委嘱をしております。

- (1) 関係学校長
- (2) 関係学校 PTA 代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他必要と認められる者

次のページをご覧ください。

令和3年度の学校給食運営審議会委員については、名簿にお示ししております。

今回、新たに委員に委嘱するのは、番号の3～4の2名となります。関係学校PTA代表として

市PTA連合会副会長 小林和国（こばやしかずくに）氏

同じく市PTA連合会母親委員長 船戸理恵（ふなとりえ）氏

です。令和3年度の南島原市PTA連合会の役員改正に伴い、新たに委嘱をするものであります。

説明は以上です。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第33号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第33号」は、原案のとおり決定いたしました。

日程 第6 その他

永田教育長

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

永田教育長

第1号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

永田教育長

小学校 認定 1人

本件につきましては、認定の基準に該当しており、「就学援助」の対象者として認定しました。

以上の報告をもって了承をお願いします。

永田教育長

次に、第2号「南島原市学校給食献立委員会設置要領について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

（南島原市学校給食献立委員会設置要領について説明）

永田教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。
永田教育長 特にないようですので、第2号の報告を終わります。
永田教育長 次に、第3号「令和3年度南島原市一般会計補正予算（第3号）について」を
議題とします。

各課別に、担当課長から説明させます。

教育総務課長 （令和3年度南島原市一般会計補正予算（第3号）について説明）

永田教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。
永田教育長 特にないようですので、第3号の報告を終わります。

永田教育長 次に、第4号の「次回教育委員会定例会の開催について」でございますが、次
回の定例会は、6月29日、火曜日、午後2時から開催する予定としております
ので、よろしくお願ひします。

永田教育長 最後に、第5号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませ
んでしょうか。

世界遺産推進室長 （南島原市世界遺産物語 動画DVD配布について説明）

永田教育長 他にございませんか。
特にないようですので、第5号の「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

永田教育長 以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。
委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 15時00分

会議録署名人

教育委員

記録職員